

第5回横須賀市屋外広告物審議会

- 1 日 時 平成 18 年(2006 年) 3 月 29 日 (水)
午後 2 時～ 3 時 30 分
- 2 場 所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 議 案 (1) 委員長の選出について
(2) 委員長職務代理者の指名について
(3) 横須賀市屋外広告物条例の運用について (報告)
(4) 横須賀市屋外広告物条例の経過措置について (報告)
(5) 映像広告 (LED 広告等) の今後の取扱いについて
- 4 出 席 者 委 員 田口委員長 他 5 名
事務局 都市部副部長 他 4 名
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 議事経過 別添のとおり

出席委員氏名

田 口 敦 子	委員長
山 畑 信 博	委 員
河 上 俊 昭	委 員
川 嶋 多 恵 子	委 員
菊 竹 雪	委 員
浜 田 哲 二	委 員

事務局員氏名

都市部副部長	龍崎 和人
景観推進課長	長島 洋
景観推進課主幹	小濱 英夫
景観推進課事務吏員	加藤 英明
景観推進課	堀 眞治

○事務局 委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より第5回横須賀市屋外広告物審議会を開会いたします。

本審議会は、横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めさせていただきます。なお、そのなかで、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますが、本日は傍聴の希望者がないことを申し添えさせていただきます。

それでは、まず、本日は、委員各位がご就任いただきまして、初めての審議会となりますので、まず事務局から各委員をご紹介します。（名簿順に紹介）

引き続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。（名簿順に紹介）

先程申し上げましたが、各委員がご就任いただきまして、初めての審議会でありますので、委員長が決定いたしますまでの間、せん越ながら、事務局が進行させていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。（配布資料を確認）

それでは、会議の成立についてに入ります。横須賀市屋外広告物審議会規則第4条第2項によります、会議の成立について、ご報告致します。

当審議会委員7名のうち現在6名が出席いたしております。従いまして、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。まず議事の（1）委員長の選出についてから入ります。

本件につきましては、横須賀市屋外広告物審議会規則第3条第1項によりまして、「委員が互選する」となっております。互選の方法はいかが致しましょうか。

○浜田委員 前任の田口委員にお願いしてはどうでしょうか。

○事務局 ただいま、田口委員との発言がありましたが、いかがでしょうか。
（異議なし）

○事務局 それでは、田口委員が委員長に就任していただくことと決定いたしました。田口委員、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、委員長席

におつきください。

議事を始める前に、横須賀市屋外広告物審議会運営要領についてですが、個人情報保護の関係上、市役所内の標準要領の作成手引きにならない、別紙のとおり改正させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより委員長により議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 委員長 （委員長就任挨拶）

それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項により、本日の議事録の署名委員を指名いたします。河上委員と浜田委員を指名いたします。両委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、議事の（2）委員長職務代理者の指名についてを議題と致します。本件は、当審議会規則第3条第3項によりまして、「委員長が指名する」こととなっております。それでは、山畑委員を委員長職務代理者として指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事の（3）及び（4）を一括して議題と致します。事務局から説明を聴取致します。

○ 事務局 それでは、議事の（3）横須賀市屋外広告物条例の運用について、ご説明いたします。お手元の説明資料の1ページ～3ページをご覧ください。

本市屋外広告物条例は、平成13年度から運用しております。ここでは、平成13年度から本年度2月末までの実績を、（1）許可物件数、（2）屋外広告業の届出数、（3）違反屋外広告物の除却、移動数についてご説明いたします。

1ページ上段をご覧ください。（1）として、屋外広告物の許可物件数等を年度別実績として、表にして記載してあります。広告板、広告塔など広告物の種類別に、許可物件数の実績を、新規許可申請物件数、継続許可申請物件数、それらの合計数に分けて記載しております。表の下段には、申請件数と申請手数料の年度ごとの合計が記載してあります。平成17年度は、申請件数の多い年度にあたります。大部分の許可は、期間が3年間ですので、前回は、平成14年度に、許可が多い年度にあたりました。

つぎに、1ページ下段をご覧ください。（2）として、屋外広告業の届出件

数について、年度別実績を、市内の業者、市外の業者、それらの合計に分けて、表にして記載してあります。

つづきまして、(3)として、2ページに記載しております違反屋外広告物の除却数などについてご説明いたします。はり紙、はり札等の違反屋外広告物については、屋外広告物法により簡易除却しております。また、本市では、平成13年度～16年度、簡易除却の対象となっていない広告物が、路上等に放置されている場合にも対応できるよう、条例で移動措置を定めておりましたので、移動措置により違反の是正も進めておりました。

3ページは、平成17年度、屋外広告物の除却数などについて記載しております。一昨年法律が改正され、昨年条例を改正しまして、本年度から道路上の違反屋外広告物は、特殊な物を除き、すべてが簡易除却の対象になりました。広告旗や置看板、パンフレットスタンドなどが新しく除却の対象に加わりました。表中の種類別として、立看板の中へ置看板・パンフレットスタンド等が入っております。

つづいて、表中の協力員「広告景観推進協力員の活動について」ご説明いたします。

広告景観推進協力員制度とは、ボランティア市民と市が協働して、道路上等の違反広告物の簡易除却や掲出者への指導を行うものです。

どのような方が協力員になっているかと申しますと、市内在住、在勤の方で、講習を受けていただいた方を、2年間の任期で委嘱しております。現在80名の方が協力員となっております。講習会は、新規の方と、任期満了後さらに再任する方を対象に2ヶ月に1回開催しています。

それでは、協力員の活動状況についてご説明いたします。

協力員の活動については、協力員の皆さんとの意見交換会やアンケートにより活動内容を発展させてきました。現在の活動の大きな柱としましては、景観美化パトロールと意見交換会があります。景観美化パトロールは、略してケイビパトと呼んでおります。ケイビパトは、協力員と市職員が一緒に簡易除却や、広告物の掲出者に啓発用ちらしを配布したりする活動で、月に1，2回市内各地をまわって開催しています。年間で、市内の主要な商店街はすべて、1，2回はまわっています。平成17年度は、ケイビパトを11回行い、参加延べ人数は125名でした。

また、協力員の皆さんには毎年屋外広告の日（9月10日）に実施するキャンペーンにも参加をいただき、市内3箇所（今年度は、追浜駅の国道16号線沿い・中央駅周辺商店街・久里浜駅周辺商店街）で同時に簡易除却等を行いま

した。

つづきまして、議事の（４）横須賀市屋外広告物条例の経過措置について、ご説明いたします。５～６ページをお開きください。

本市条例施行後の経過措置として、１０年間は、既存不適格の屋外広告物は、条例違反とは、ならない規定です。

ちょうど５年を経過しようとする時期、条例に適合していない部分を、この１０年間に改修等を行っていただくよう、３階以上の建物の所有者等（９２０件）へ写しの「お願い」文と別添の「条例のあらまし」を送付いたしました。

９２０件の内訳ですが、店舗 ３７０件、事務所 ２６０件、そのほか併用住宅・工場・病院／診療所・倉庫・ホテル／旅館などです。第２種・第３種許可地域にあたる建物の所有者に限定いたしました。既に許可を受けている既存不適格の広告主へは、すでに文書により指導を行っているため、除いております。

３階以上の建物の所有者を対象にした理由は、本市条例では壁面広告や広告塔などの高さを１０ｍ以下と制限している関係であります。

通知後の状況ですが、約２５件の問い合わせがあり、内容は様々ですが、一つの例として、テナントビルの場合の問い合わせですが、１建物としての総合の表示面積の基準を守っていただきたいこと、一つのテナントでは、１０㎡以内では、許可は必要ないのですが、共同で看板を掲出する場合、許可をとっていただきたい旨、連絡しております。以上で説明を終わります。

- 委員長 議事の（３）及び（４）について、質問等がありますか。
- 山畑委員 最近他都市でよく見かけるのですが、鍵付の金属製の立看板を横須賀市では除却していますか。
- 事務局 本市では、ガードレールなどにバイクのＵ字型ロックで固定している物件なども除却しています。本市では、平成１６年の屋外広告物法改正以前から、条例に規定した移動措置により従前から簡易除却対象以外の広告物に対応しておりました。実際の除却作業は土木部の道路維持センターの協力を得て行っています。
- 委員長 引き取りにきた方があったようですが、どのような状況ですか。
- 事務局 １７年度は４物件を返却しました。４物件といっても２事業者への返却で、１件はマージャン店のステンレス製の立看板１基、１件は消費者金融ののぼ

り旗3基です。ともに再三注意したのですが改善がなかったので除却したものです。なお、2週間の保管期間内に返却の申出がなければ廃棄いたします。

- 河上委員 市の広報掲示板に、そういう看板は違反である旨のポスターが貼ってあったが、もう少し大きいポスターで目立つように広報できないものかと思った。
- 事務局 市の広報掲示板では毎年1回違反広告物の啓発ポスターを掲示していますが、規格はA3版です。また、近隣自治体と共同で少し大きめのB2版の啓発ポスターを製作して駅に貼ったり、電車の中吊り広告やインターネット広告で啓発を図っていますが、今後も近隣自治体と共同で行う広報などで工夫していきます。
- 浜田委員 80名ほどのボランティアが活動しているとのことですが、協力内容はどのようなものでしょうか。大変心強く、また貴重な存在と思いますが、街中のチェック機能なども持っているのでしょうか。
- 事務局 協力員は任期が2年で、現在80名前後おります。協力員には、ニッパなどの道具と身分証明書・腕章を渡しています。一人で除却できる人は日常的に除却活動していただいています。ちょっと一人では除却は無理という方には通報してもらっています。また月に1, 2回、商店街や主要な道路沿線で市職員と一緒にパトロールして、除却や商店主への啓発・指導などを行っています。
- 川嶋委員 私は協力員を3期やっていますが、活動をして感じることは、テナントの回転が早いということです。前にパトロールした時はなかったのに新しいテナントが違反の広告を出していることがあります。おそらく条例を知らなかったというテナントも多いと思いますので、日常的にパトロールをする必要があると思います。

逆に不動産や金融は条例をよく知っているようで、除却される前に数日間ですら自主撤去していますね。

また、放置された広告があつて汚いなと思った時に、これを放っておかないで除却するとやはりきれいになることに気づきます。汚さに慣れずに一人一人の協力があつて、きれいな町ができると感じています。
- 委員長 ボランティア市民の力が一番大きいのかもかもしれませんね。金融などが自主撤去するのは、抑止力が働いているためともいえます。除却の成果も出てい

るようですが。

- 事務局 資料の 2、3 ページに除却数の年度別集計がありますが、実情を説明しますと、平成13年度は神奈川県から条例が移った時期で、県では人も予算もなくあまり除却していなかったようなのですが、平成13年度、14年度で市内の違反広告物をかなり除却できました。その後は、出されたらすぐ除却しておりまして、社会的、経済的影響もあるので何が原因と特定はできませんが、年々除却件数は減少してきています。

- 委員長 除却件数が増えている自治体もありますし、社会的、経済的影響を考慮しても、除却件数が減ってきていることは効果がでているのだと思います。
ほかに質問等なければ、議事の（５）映像広告（LED 広告等）の今後の取扱いについてに入りたいと思います。

- 事務局 資料の 7～8 ページをお開きください。映像広告についてご説明いたします。

特に大きな LED 広告は、市内 3 箇所あります。

ひとつは、国道 134 号線久里浜街道沿いに広告塔として、パチンコ店ザップ舟倉店で、片面 8.75 m²の両面であります。都市計画図の用途地域は、工業地域に当たります。

（２）（３）は、県道26号線横須賀三崎線沿い、横須賀中央駅近くのパチンコ店ピア横須賀中央店の表側と裏側にあります、突き出し広告と広告塔であります。表側の突き出し広告は、片面 5.8 m²の両面の物、裏側には、広告塔として、片面のみの 5.8 m²であります。用途地域は、商業地域に当たります。

規制基準についてですが、3 件とも、ネオン照明・点滅照明・動光の設置を許可できる地域です。広告塔の表示面積は一基あたり30m²以内・高さ10m 以下となっております。突き出し広告の表示面積は、50m²以内・幅 1.2m 以下などの規制値があります。

現在、許可条件として（１）（２）の条件を附しております。

苦情につきましては、（１）の久里浜街道沿いパチンコ店ザップ舟倉店の広告物については、3～4 件の苦情があります。主な内容ですが、車を運転している方からですが、夜間、走行中非常に眩しいとのこと。これについて、お店のほうへ伺い、夜間の時間帯において、白色の発色が眩しいむねを配慮願いたいことを指導済みです。関係市民の方達は、管轄の浦賀警察署へも申し出ていますが、現状の道路交通法での対処は難しいようです。

（２）（３）パチンコ店ピア横須賀中央店においては、現在、苦情は、出て

おりません。

それでは各店舗の LED 広告を撮影してきましたので、ご覧ください。
(各店舗の LED 広告物の昼と夜の映像をプロジェクターで写す。)

他都市の状況ですが、H17 年 9 月に金沢市が 34 中核市を対象に実施した調査結果によりますと、市内に大型 LED が設置されている都市は 27/34 都市（約 8 割）。大型 LED について苦情のあった都市は 5/34 都市。大型 LED について具体的な規制のある都市は 0/34 都市とのことです。

また、H17 年 11 月に開催された関東甲信越屋外広告物協議会の議題によりますと、関東甲信越地方で大型 LED に対する基準がある都市は 0/21 都市。大型 LED に対する基準が必要と考える都市は 14/21 都市でした。

今後の取扱いについてですが、規制項目として考えられるものを（１）～（３）に列挙しました。以上で説明を終わります。

- 委員長 この件について、何かご質問等ありますか。
- 山畑委員 警察にも苦情がいつているとのことですが、信号の妨げになるなどで警察による規制はないのですか。
- 事務局 この場所では広告物が信号の背景になるということはありません。
- 菊竹委員 LED 広告の許可申請手数料は他の広告と同じに考えていますか。また、許可の期間も同じに考えていますか。
- 事務局 許可手数料、許可期間は、県内の各自治体、県・横浜市・川崎市・相模原市、横須賀市の 5 県市でおおむね同じくしておりますので、現段階では同じと考えています。
- 委員長 ほかに質問等がありますか。
- 事務局 LED 広告にどのような基準を設けて規制するかどうかは、今後の検討です。で、本日は各委員が映像を見てどういう感想を持たれたかお聞かせください。
- 浜田委員 苦情がある位ですので実際に車の運転をして目移りするのでしょうか。車

の事故はほんの数秒で起きるので、そういう危険性ははらんでいると思います。屋外広告物条例は、場所毎の基準に合っていれば許可することになっていますが、周辺の事情や周辺との調和を考慮して許可するよう条例の変更などあってよいのではと思います。

○ 川嶋委員 LED 広告の輝きは若者にとって魅力的だと思います。広告としての集客力はあると思います。景観上の調和を考えれば大きさの制限が必要だと思います。

○ 委員長 ロードサイドサインは自動車対象ですので、自動車の安全面で考えなければならぬのですが、科学的な研究は未だないと思います。かなり LED の光は強いですね。今までの照明広告よりも目に入る力が強いと思います。運転者への影響の科学的な研究を、近隣自治体が合同で研究する動きがあるようですが、どうでしょうか。

○ 事務局 県内の 5 県市で検討会を開こうとの話はあります。また、横浜市が光害の研究としてですが、横浜国立大学に研究を依頼しているようです。

○ 浜田委員 LED 広告は昼間気にもならないです。夜間が問題なので、たとえば夜間の照明をどこまで落とすかという規制も考えられます。

○ 菊竹委員 広告というのは他社との違いを売り出していくわけですから、より過激に、より多くの光をという事にいかないためにも、3 年という許可期間が適正か昼の広告と分けて考えていく必要が多々あると思います。また許可手数料についても、同様に、ある程度そこで規制がかけられるのではと思います。

○ 山畑委員 LED はものすごく遠方からも確認できます。街中はビルがたくさん建っているのですが、ロードサイドはかなり遠方から見えるので景観の関係からも問題です。

ここでは第三者広告を出していないようですが、ある場所では警察が指名手配写真を流したりしてしまっていて、いろいろな第三者広告を流す可能性もあるわけです。

また動画ですのでストーリー性が出てきますので、ドライバーはつい見入ってしまう。瞬間的なものですと目を離す程度ですが、次々と画面が変わっていきまるとつい気をとられてしまう。明るさを落としたとしても気をとられてしまうと思います。

- 委員長 光公害だけの問題ではないのですね。アニメーションといってもあまり具体的なストーリーは持っていないのですが、形が変化する造形的なストーリーは持っていますので、どうしても注目してしまいます。広告というのは新しい技術の導入には積極的な業界ですので、できるだけ早めに対応した方が良いでしょう。広告の機能、目的を満たして、なおかつ問題が少ないという基準を科学的に研究して、広告主が納得し守っていく規制が必要です。
- 山畑委員 久里浜街道のケースですと、壁面への反射で広告が倍に大きくなっています。広告物の大きさを数字にすると実態が隠れてしまいますが、久里浜街道の場合は倍の面積で捉えてよいくらいだと思いますね。
- 事務局 LED 広告については、今後も県内5県市で情報交換などする予定ですので、それらもふまえて今後検討に向けていきますので、次回審議会においてもご意見をいただきたいと思います。
- 委員長 LED 広告について、今後検討していくとのことですので、この件について他に検討にあたった意見等がありますでしょうか。
- ないようでありますので、以上で、議事の（３）から（５）までの議事は、すべて終了いたしました。
- 続きまして、その他に入りますが、何かご発言はありませんか。
- （各委員からその他の議事提案はなし）
- ないようですので、以上で第５回横須賀市屋外広告物審議会を終了いたします。
- 事務局 会議録の署名委員には、会議録が調整出来次第、署名をお願いいたします。本日はありがとうございました。